

専門機関の特権及び免除に関する条約の附属書XVIIIの説明書

外務省

一 概説	一
1 附属書 XVII の成立経緯	一
2 附属書 XVIII 締結の意義	一
3 附属書 XVIII の締結により我が国が負うこととなる義務	二
4 早期国会承認が求められる理由	二
二 附属書 XVIII の内容	二
三 附属書 XVII の効力発生	三
四 附属書 XVIII の実施のための国内措置	三
(参考)	四

一 概説

1 附属書XVIIの成立経緯

- (1) 専門機関の特権及び免除に関する条約（以下「条約」という。）は、国際連合と連携関係を有する各種の専門機関に特権及び免除を与えること等を規定するものであり、国際連合の特権及び免除に関する条約に基づき国際連合が享有する特権及び免除と各種の専門機関が享有する特権及び免除とをできる限り統一するため、昭和二十二年（千九百四十七年）、ニューヨークで開催された第二回国際連合総会において作成された。条約は、前文、本文十一箇条及び一連の附属書から成り、本文において、専門機関、その加盟国の代表者、その職員等が享有する標準的な特権及び免除（法人格の付与、訴訟手続の免除、構内及び文書の不可侵、直接税及び関税等の免除、通信に関する便益の供与、加盟国の代表者及び専門機関の職員に対する出入国制限の免除、外国人登録等の免除、国際連合通行証の使用等）を規定するとともに、各種の専門機関ごとに作成される附属書において、当該専門機関にこれらの規定を修正して適用する場合におけるその修正の内容を規定している。我が国は、昭和三十八年（千九百六十三年）に条約に加入しており、附属書Iから附属書XVまで（昭和二十七年（千九百五十二年）に解散した国際避難民機関について規定する附属書Xを除く。）に規定する専門機関（国際労働機関、国際連合食糧農業機関、国際民間航空機関、国際連合教育科学文化機関、国際通貨基金、国際復興開発銀行、世界保健機関、万国郵便連合、国際電気通信連合、世界気象機関、政府間海事協議機関（昭和五十七年（千九百八十二年）に国際海事機関に改称）、国際金融公社、国際開発協会及び世界知的所有権機関）に関し、条約に基づく特権及び免除を付与している。
- (2) 世界観光機関（以下「機関」という。）は、昭和四十五年（千九百七十年）九月二十七日にメキシコで作成された世界観光機関（WTO）憲章によって昭和五十年（千九百七十五年）に設立され、平成十五年（二千三年）、国際連合憲章第五十七条及び第十三条の規定に基づく協定を経済社会理事会と締結し、国際連合と連携関係を有する専門機関となった。これを受けて、条約の附属書XVIIIの草案が作成され、平成二十年（二千八年）、済州で開催された機関の執理事務会第八十三回会合において最終本文として承認された後、国際連合事務総長に送付された。

2 附属書XVIII締結の意義

この附属書は、条約の規定に必要な修正を加えた上で機関に適用することを内容とするものである。我が国がこの附属書を締結することは、機関及びその職員等の我が国における活動の円滑化に資するものであり、観光分野における国際協力を促進するとの見地から有意義であると認められる。

3 附属書 XVIII の締結により我が国が負うこととなる義務

この附属書の締結により、我が国は、条約の規定に必要な修正を加えた上で機関に適用する義務を負う。

4 早期国会承認が求められる理由

機関は、世界の観光政策の向上において主導的な役割を果たしており、我が国には、その唯一の地域事務所であるアジア太平洋センターが設置されている。我が国は、観光を地方創生の切り札及び成長戦略の柱としており、観光産業の質の向上における機関との協力強化の重要性はより一層高まっている。このような状況に鑑み、機関が我が国においてより円滑に活動を行えるようするため、我が国としてこの附属書を早期に締結することが望ましい。

二 附属書 XVIII の内容

この附属書は、条約の規定に次の必要な修正を加えた上で機関に適用することを主な内容とする。

1 条約上専門機関の加盟国の代表者に与えられる特権及び免除（注）は、機関の事業に参加する準加盟国の代表者に与えられる。

注 専門機関が招集した会合における加盟国の代表者は、身柄の逮捕、手荷物の押収及び訴訟手続の免除、書類及び文書の不可侵、出入国制限、外国人登録及び国民的服役義務の免除、滞在の特権等の特権及び免除等が与えられる（条約第五条並びに第七条第二十五項 1 及び 2 (I)）。

2 機関の活動に参加する賛助加盟員の代表者は、公的任務を独立して遂行することを保障するための全ての便益（査証の申請の処理における最大限の迅速性を含む。）を与えられる。

3 機関の内部機関の職務を遂行し、又は機関のための任務を遂行する専門家は、身柄の逮捕又は手荷物の押収の免除、公的任務の遂行中の陳述又は行動に関する訴訟手続の免除、文書の不可侵等を与えられる。

4 機関の事務局長は、専門家に与えられる免除が裁判の進行を阻害するものであり、かつ、機関の利益を害することなく当該免除を

放棄することができると判断する場合には、当該免除を放棄する権利及び義務を有する。

5 3及び4の規定は、賛助加盟員の代表者であつて専門家として機関のための任務を遂行するものについて適用する。

6 条約上専門機関の事務局長に与えられる特権及び免除等（注）は、機関の事務次長並びに同事務次長の配偶者及び未成年の子にも与えられる。

注 専門機関の事務局長は、訴訟手続の免除、給料及び手当に関する課税の免除、出入国制限及び外国人登録の免除、国民的服役義務の免除等の専門機関の職員に与えられる特権及び免除に加え、自己、配偶者及び未成年の子に関して、国際法に従つて外交使節に与えられる特権及び免除等が与えられる（条約第六条第二十一項）。

三 附属書XVIIIの効力発生

この附属書は、条約第十一条第四十三項及び第四十四項の規定に従つて、機関に条約の規定を適用することを約束する我が国の文書による通告を国際連合事務総長が受領した日に、我が国と機関との間で効力を生ずる。

四 附属書XVIIの実施のための国内措置

この附属書の実施のためには、新たな立法措置及び財政措置を必要としない。

(参 考)

- 1 作成 平成二十年(二千八年)六月十四日 濟州において作成
- 2 効力発生 平成二十年(二千八年)七月三十日
- 3 締約国 令和二年(二千二十年)二月一日現在 十八箇国
アンゴラ、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルネイ、ブルガリア、エルサルバドル、フランス、ドイツ、リトアニア、モロッコ、パラグアイ、ポルトガル、ルーマニア、サンマリノ、セルビア、セーシェル、スイス